

松戸市子ども会育成会連絡協議会 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、子ども会の振興に特に功績が顕著であった個人又は団体を表彰することにより、その功績を讃え、労をねぎらい、もって子ども会活動の進展に寄付することを目的とする。

(表彰を受けるもの)

第2条 個人に対する表彰は、子ども会育成者又は指導者で、次の各号の一つに該当し、かつ5年以上維持している者に対し表彰を行う。ただし、第3号はこの限りではない。

- (1) 永年子ども会に關係し、その功績が顕著であった個人。
- (2) 子ども会振興のために貢献した個人。
- (3) 前各号に掲げるものの他、表彰することが適當であると認められる業績のあった個人。

2 団体に対する表彰は、各単位子ども会、地区子ども会育成会連絡協議会等で次の各号の一つに該当するものに対し表彰を行う。

- (1) 子ども会振興について、その功績が顕著であった団体。
- (2) 前号に掲げるものの他、表彰することが適當であると認められる業績のあった団体。

(表彰を受けるものの決定)

第3条 表彰を受けるものは、推薦書(第1号様式)をもって松戸市子ども会育成会連絡協議会 会長に提出し、選考委員会によって決定される。

(選考委員会)

第4条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 市子連 会長
副委員長 市子連 副会長
委員 地区連 代表幹事

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び感謝状を授与して行う。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年松戸市子ども会育成会連絡協議会総会にて行う。ただし、特に必要のある時は、臨時に行うことができる。

(補則)

第7条 この規定に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

(付則)

第8条 この規定は、昭和64年1月1日より施行する。

被 表 彰 者 推 薦 書

令和 年度 市子連会長表彰の該当者(団体)として、下記の通り推薦致します。

記

ふりがな 個人(団体)名	
住 所	松戸市
電 話	
子ども会での活動の経歴	
推 薦 理 由	

令和 年 月 日

松戸市子ども会育成会連絡協議会
会 長 様

推 薦 _____ 地区連
会 長 _____